

室町幕府の知行保護法制

—— 押領停止命令を中心に ——

松園潤一郎*

- I はじめに
- II 南北朝動乱と押領停止命令
- III 南北朝時代末期～室町時代の押領停止命令
- IV 法制の変化
- V おわりに

I はじめに

本稿では、日本中世の「知行」に関する考察の一環として、室町幕府の法制について検討を加える。

「知行」とは中世において土地の支配・用益を意味した言葉であり、「所務」（年貢の収取）を主な内容とする。事実的支配は特に「当知行」と称され、物権を有するがその行使事実がない状態は「不知行」と表現された。

鎌倉幕府の法制では、領主が所領を侵奪された場合、占有回収の訴に相当する手続が存在しないため、被侵奪者は本権をめぐる「理非」の訴訟の原告として举证責任を負うことになり、侵奪者が制度上、有利な地位を取得した。さらに、幕府の判決には執行力の観念がなかったとされている¹⁾。

ところが、弘安年間（1278～1288）を境に、判決の執行（遵行）に関する立法

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第12巻第3号 2013年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、2010年3月博士（法学）取得

1) 以上、石井紫郎「中世の法と国制に関する覚書——喧嘩両成敗法を手がかりとして——」（同『日本国制史研究Ⅱ日本人の国家生活』東京大学出版会、1986年、初出1971年）86-87頁。

がなされていき、判決に違反した当事者を罰する「下知違背の咎」が成立する²⁾。鎌倉時代末期には、幕府による知行認定の文書（「安堵」）を受けた所領の侵奪を「押領」とし、「安堵」所持者の知行の回収を命じる「外題安堵法」も制定された。つまり、当初は自力救済を許容する余地の大きい、当事者主義的な訴訟構造であったものが、鎌倉後期以降は、幕府の認定によらない不法な知行を「押領」と断じ、判決の強制力を担保する体制が形成されるのである。

そして、室町幕府においては使節遵行が守護の職権事項とされ、次のような文書が大量に発給された。

【史料1】引付頭人石橋和義奉書（「東寺百合文書ヒ函」『南北朝遺文 中国四国編』〈東京堂出版〉2305号）

東寺雑掌申、伊予国弓削嶋領家方事、申状如_レ此、早止_二小泉^{（氏平）}五郎左衛門尉押領_一、厳密可_レ被_レ沙汰_二付雑掌_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

^{（1 3 5 2）}
観応三年七月四日

^{（石橋和義）}
沙弥（花押）

^{（河野通盛）}
当国守護

訴状（観応3年6月日東寺雑掌光信申状、「東寺百合文書は函」『同前』2303号）によると、東寺雑掌は、鎌倉時代以来の寺領である伊予国弓削島荘（領家方）について、建武3年（1336）の光厳上皇院宣（所領安堵）と貞和5年（1349）の引付頭人奉書（東寺への沙汰付〈=交付〉命令）の案文を提示し、「小早川小泉氏平たちが幕府の遵行命令に背き、東寺雑掌を追い出し、下地を『押領』している」と訴えた（「[背_二] 数箇度御教書_一、立_二遣使節遵行地_一、追_二出家雑掌_一押_二領下地_一」）。

これに対し幕府が伊予守護の河野通盛に、「押領」の停止と東寺への所領の沙汰付を命じたのが上掲の文書である。東寺側の提示した証文（案）に本権の存在を認め、それを侵害する小早川氏側の知行を「押領」としているのである。しかし、遵行命令が出されても「押領」は止まず、後年に小早川氏による年貢の請負

2) 古澤直人「鎌倉幕府法の効力——幕府法効力の本質=限界と、その変質——」（同『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、1991年、初出1988年）。

という形で解決が図られる（応安4年〈1371〉7月19日小早川宗平弓削島莊所務職請文、「東寺百合文書つ函」『同前』3878号）。

内乱状態にあった南北朝時代には、武士が半済（兵糧徴収）や恩賞（宛行・預置）の所領である等と称して莊園における權益を拡大し、所領の侵奪や所務の妨害等の行為（「押領」の他、「押妨」「違乱」「濫妨」等とも表記される）が広範に行われていた。訴えが提起されると、幕府は守護や使節に対して、侵奪・妨害の停止と、訴人への沙汰付や所務の保全を命じる文書を発給した。命令を受けた守護はさらに守護代に命令を伝達して遵行が実施される体制である。このような命令文書を、本稿では「押領停止命令」と呼びたい。

この文書について体系的に論じた石井良助氏の研究によると³⁾、訴人が「当知行」である場合か、訴人が有力な証文を有する場合（両方の条件を備える場合もある）、その訴えに基づいて文書が発給された。訴えのみに基づく命令である点に注目して、この手続を「特別訴訟手続」と呼んでいる（両当事者の訴陳〈対論〉が行われる手続を「通常訴訟手続」とする）。命令を受けた守護・使節は遵行を行うが、論人（押領人）には異議申立が認められ、それにより命令が停止されることもあったという（解除条件付きの執行命令）。

石井氏の示した訴訟手続を図式的に示すと次のようになる。

- I 訴え→陳弁・出廷命令（問状・召文）の発給→訴陳→裁許
- II 1 訴え→押領停止命令→遵行（沙汰付・所務保全）
- 2 訴え→押領停止命令→論人の異議申立→注進→A 命令の解除／続行
→ B 訴陳→裁許

Iは「通常訴訟手続」、IIが「特別訴訟手続」である。IIは、1 押領停止命令に基づいて遵行が行われる場合と、2 論人の異議申立と守護・使節の注進（報告）により命令が再度審議される場合があり、後者はさらに、A 命令を解除又は続行する場合と、B 訴陳とその裁許に移行する場合に分かれる（以下、手続

3) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、1938年）2篇2章6節等。

類型を記号で示す)。

押領停止命令は遵行の実施(手続Ⅱ1)が原則である。但し、その文面には、訴状及び証拠文書(案文)の送達を示すもの(「訴状・具書如_レ此」)、それらの内容を引用するもの(「云々」)、訴えの内容が事実であればとするもの(「事実者」)、さらに、遵行の際に子細(論人の反論や抵抗)があった際に注進を命じるもの(「若有_二子細_一者、可_レ被_二注申_一」)等の文言が含まれ、守護・使節に対し訴えの事実関係の調査や論人の陳述内容の注進を命じている。そのため、史料上では「問状奉書」とも称される⁴⁾。つまり、押領停止命令において問題とされるのは、訴状に記された「押領」の有無という事実問題なのであって、命令自体は本権(「理非」)の認定に関する幕府の終局的な判決を示すものではない。

ここで押領停止命令の特徴をまとめると、次のようになる。

- ①押領の訴えのみで発給される。
- ②当知行の事実か、知行の権利を疎明する証文に基づいて発給される。
- ③守護・使節は訴えの事実関係を確認し、遵行又は幕府への注進を行う。

これらの点を豊富な史料に基づいて明らかにした石井氏の研究は大きな枠組みとしては現在の研究にも継承されている。しかし、制度の時期的変化については、故実書の記述に基づいた静態的な分析であり、嘉吉・文安前後に「引付沙汰」から「御前沙汰」に移行したとするにとどまるものであった。また、中世における「訴訟法」の体系を独立的に論じるものであり、それに影響を与えたはずの政治(政治史や各政権の政策)の問題は議論の枠外に置かれている。

石井氏以後の研究では、押領停止命令の発給者(機関)の変遷が注目され、政治史分析の素材とされている。佐藤進一氏は、将軍足利義詮の親裁機関(「御前沙汰」)において命令文書が発給されたことに注目し、審理機関としての引付の縮小と、将軍による訴訟の親裁化を指摘した⁵⁾。その後、小川信氏や岩元修一氏が、押領停止命令をはじめとする南北朝時代の将軍・執事・引付頭人・管領等の

4) 「武政軌範」(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 2巻 室町幕府法』[11刷]〈岩波書店、2001年〉「附録2」)「引付内談篇」の「問状奉書」参照。

5) 佐藤進一『日本の歴史9南北朝の動乱』(中央公論新社、2005年〈初出1965年〉)356-357頁。

発給文書を収集、検討し⁶⁾、足利義詮による訴訟親裁の構造も分析が進んだ⁷⁾。「特別訴訟手続」が遵行システムを基盤として成り立っていたことも指摘されている⁸⁾。

「特別訴訟手続」によって押領停止命令が大量に発給された理由として、佐藤氏は「庄園領主を保護し、守護以下の武士を押えることによって将軍権力を確立する、これを目標とする裁判制度の改革」とし、戦乱下において武士から寺社本所領を保護しようとする義詮の政策を挙げている⁹⁾。つまり、「特別訴訟手続」の運用と遵行システムの整備は寺社本所領保護という政策のもとに行われたものとして捉えることができ、これによって、所領支配の権原をめぐる「通常訴訟手続」が手続上に占める比重は大きく低下することになる。

佐藤氏以下の諸研究は、押領停止命令の変化を、発給主体（機関）の権限の在り方や、将軍親裁に至る政治史の問題として捉える点に特徴があり、石井氏の研究に稀薄な、知行制度と政治・政策との関連性が明らかにされたと言える。

しかし、重点が置かれたのは政治史分析であり、制度の展開については検討の余地を残す。遵行システムとの関係を説く議論においても、押領停止命令の機能の在り方や、南北朝～室町時代の手続の変化等は十分には論じられていない。

そのため本稿では、押領停止命令を中心に、政治・社会の状況の変化に伴う法制の推移を跡づけることを課題としたい。室町幕府の法制は執政者の時期により相違が大きく、その推移は実務上の文書から推察する方法を取らざるを得ない。

-
- 6) 小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、1980年）、岩元修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』（吉川弘文館、2007年）。
- 7) 山家浩樹「室町幕府訴訟機関の将軍親裁化」（『史学雑誌』94巻12号、1985年）、家永遵嗣「足利義詮における将軍親裁の基盤——『賦』の担い手を中心に——」（同『室町幕府将軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、1995年、初出1992年）、永井英治「初期室町幕府の荘園政策」（『南山経済研究』19巻3号、2005年）等。
- 8) 新田一郎『「由緒」と「施行」——「将軍親裁」の構造と基盤——』（勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、1996年）。家永遵嗣「建武政権と室町幕府との連続と不連続」（『九州史学』154号、2010年）は、建武政権と室町幕府の使節遵行システムの制度や運用の在り方の相違に注目する。守護による遵行体制が本所の権益保護を基本的な政治課題として形成された点は、外岡慎一郎「使節遵行と在地社会」（『歴史学研究』690号、1996年）参照。
- 9) 前掲註5) 佐藤著書357頁。寺社本所領保護政策との関連性は、先行研究に共通する見方である。

よって法令と発給文書を中心に検討を進める。

また、知行論との関係で注目したいのは「安堵」の制度である。安堵とは、主人が従者との人的関係やその所領知行を承認する行為である。石井紫郎氏によると、安堵は、封建関係の設定が封地 (feodum, Lehn) の授受という形をとった西欧中世には見られない制度であり、日本中世の土地法史においては、本来、所領知行の「理非」の訴訟とは無関係な、いわば政治的行為である安堵が土地所有法体系に割り込むという特徴が見出せるという¹⁰⁾。よって安堵の問題を軸に、土地所有法史の展開を追っていくことが可能である。

別稿において筆者は、室町幕府の知行保護法制として安堵と施行 (施行状)¹¹⁾の制度を検討した¹²⁾が、本稿では、押領停止命令について、安堵等の制度とも関連づけながら考察する。これらの検討を通じて、幕府が如何なる知行を正当な土地支配とみなし、保護していたのかという問題を考え、土地所有法史の中に位置づけることにしたい。

以下、Ⅱでは南北朝動乱期の押領停止命令について先行研究に依拠しながら論点を整理し、Ⅲでは、動乱が終息した南北朝時代末期～室町時代における機能を見る。室町時代中期に押領停止命令を中心とした知行保護法制に変化が認められるが、Ⅳにおいてその変化の内容や理由について論じる。

10) 前掲註1) 石井論文91頁。日本の封建制において根本私領の安堵が持つ重要性は、牧健二『日本封建制度成立史〔第4版〕』(清水弘文堂書房、1969年)356頁以下も参照。なお、石井良助『日本不動産占有論——中世における知行の研究——』(創文社、1952年)は、知行の効力について、「知行」そのものに由来する「占有の効力」と、「安堵」等の法制によって生じる「反射的効力」とに区別して議論したが、石井紫郎氏は、私的自治や私法の自律性のない中世において両者の区別は容易ではなく、所有と占有との分離が如何なる形において進化したかという観点から理解すべきとされた(前掲註1)石井論文95頁)。土地法を政治的諸制度と分離して論じるのは妥当ではなく、本稿では、知行の正当性根拠(本権)に注目しながら、知行と政治的行為である安堵との関係の推移を考察する。

11) 施行状は、先行する將軍発給文書を示す文言(「任〜」)を有する、沙汰付や所務保全の命令文書で、宛行や寄進、安堵等の執行命令の文書として重要な意義を有した。命令内容や機能は、押領停止命令と同一の文書である。

12) 拙稿「室町幕府の安堵と施行——『当知行』の効力をめぐって——」(『法制史研究』61号、2012年)。

II 南北朝動乱と押領停止命令

押領停止命令が武士による荘園侵略を抑止し、寺社本所領を保護する政策のもとに出されていたことは先行研究の指摘の通りで、南北朝時代の文書の発給者（機関）の推移や事例数等は詳細に明らかにされている。本章では、足利直義と足利義詮の執政期における押領停止命令の機能について、石井良助氏の提示した論点を中心に見ていきたい。

1 文書発給の根拠

まず訴人への押領停止命令の発給の在り方を確認する。石井氏は、文書発給の要件として、①訴人が「当知行」である場合と、②訴人が有力な証文を有する場合を挙げていた。家永遵嗣氏が指摘したように¹³⁾、石井氏の知行に関する理論は建武政権の法制の理解を基礎とし、室町幕府の手続を建武政権の「当知行地安堵事」と題する法令¹⁴⁾を継承したものと推測している¹⁵⁾。しかし、別稿で述べたように、建武政権は「当知行」の実態（占有）の保護として妨害（「濫妨」）停止命令を出していたが、室町幕府の押領停止命令は本権の主張（証文）に基づく知行保護手続としての性格が強く、両政権の制度には相違がある¹⁶⁾。

室町幕府の手続では、訴人が「当知行」であることのみを理由として妨害排除を命じる場合は、残存史料による限り、ごく稀であったと判断される。一般的に見られるのは、知行の実態（当知行・不知行）にかかわらず¹⁷⁾、訴人が知行の権利を疎明する証文を提示して「押領」を訴えた場合である。訴えを受理した奉

13) 前掲註8) 家永論文 59-61、77 頁。

14) 『建武記』の記載する雑訴決断所条規（笠松宏至他校注『中世政治社会思想 下』〈岩波書店、1981年〉所収）。

15) 前掲註3) 石井著書 524-525 頁。

16) 前掲註12) 拙稿。

17) 但し、貞和2年（1346）8月日吉田家領伊勢国蘇原御厨雑掌覚重庭中申状案（「吉統記裏書2」、前掲註4）『室町幕府法』参考資料33）に「不_レ被_レ尋_ニ究当知行実否_一者、不_レ可_レ被_レ沙汰居_一由、当時被_レ定_ニ其法_一」とあり、沙汰付は「当知行」の実否を確認した上で行うという「法」の存在が主張されている。直義期には遵行の際に実態調査が重視されていた様が窺える。

行人は訴訟機関で披露を行い、文書発給の手続が進行される¹⁸⁾。発給時の審理の詳細については史料を欠く¹⁹⁾が、文和3年(1354)10月13日足利義詮御判御教書(「東寺百合文書甲号外」『南北朝遺文 関東編』2592号)に「寺領之段所進之状明白也」等とあり、文書審理において有効と認められれば、それに反する知行を「押領」とし、停止を命じたようである。

では、どのような証文に効力が認められたのであろうか。【史料1】は、訴状の記載から朝廷発給文書(所領安堵の院宣)等を根拠にした命令であることが確認できた。すなわち、院宣に示された東寺の知行権を保護するものである。「はじめに」で述べた諸研究の指摘する通り、命令文書の多くは寺社本所領の保護のために出されており、この事例のように寺社本所の有する由緒・証文が発給の根拠とされている。

少数ではあるが、命令の根拠とされた証文が「任～」と文書上に記載される場合もある²⁰⁾。足利直義期の事例については岩元修一氏が概略を提示しており、「院宣」を中心とする朝廷発給文書以外に、室町幕府の下文・寄進状・下知状、鎌倉幕府の下文・下知状等、様々な文書が見られる²¹⁾。足利義詮期においても、幕府・朝廷の発給文書に基づく命令が確認できる²²⁾。

「下文」は幕府から武士への宛行等を内容とし、「寄進状」は幕府・朝廷による寺社への寄進を示す。これらに基づく押領停止命令はいずれも幕府・朝廷が給付・認定した所領の保護手続と言える。「下知状」に基づく事例は過去の判決内容(和与認可を含む)の遵守を強制し、それに反する知行を「押領」と判定する。

18) 上鳥有「南北朝時代の申状について」(日本古文書学会編『日本古文書学論集7』吉川弘文館、1986年、初出1976年)。

19) 故実書では、「武政軌範」(前掲註4)の「引付内談篇」に引付方での審理(「内談」)の手続が記されている。

20) 「施行状」(前掲註11)との区別が曖昧になるが、訴状を引用する文言を持つものや、押領停止を命じる内容のもの等は押領停止命令として扱う。

21) 岩元修一「評定・引付(内談)方」(前掲註6)著書、初出1990・2006年)表1「引付(内談)方奉書一覧」の「内容要約」を参照。

22) 下文……文和2年12月23日禅律方頭人大高重成奉書(「鼓文書」『南北朝遺文 中国四国編』2545号)、寄進状……貞治3年(1364)11月15日引付頭人佐々木氏頼奉書(「尊経閣文庫所蔵東福寺文書」『同前』3334号)、下知状……貞治2年11月4日引付頭人斯波義高奉書(「三鈔寺文書」『大日本史料 6編之25』)。

鎌倉幕府のもとで成立した「下知違背の咎」の延長線上に捉えることができる。

但し、室町幕府の押領停止命令において下知状の効力は、過去の下知状における両当事者を拘束する²³⁾のに加え、その当事者ではない者に対しても認められる。

和与の事例になるが、例えば、丹後国河上本荘雜掌能有と守護代上杉頼成の相論の裁許状である暦応3年(1340)7月17日足利直義下知状(『長福寺文書の研究』〈山川出版社〉269号)等を見ると、裁許以前に、暦応元年の「院宣」や、「元応二年十二月廿三日御下知状」(河上本荘雜掌と地頭代との和与中分を認可する関東下知状)に基づき、頼成の領家職の押領を停止させる命令(引付頭人吉良満義奉書、『同前』256号)が出されていた。しかし、頼成は和与の当事者(地頭代)の関係者(一族等)ではなかろう。鎌倉幕府の下知状の名宛人(受益者)である本所側の知行権を認定し、その記載に反する知行を「押領」とするのである。

相論の裁許についても、宇佐秀基が田原盛直を訴えて受給した貞和元年(1345)11月8日の押領停止命令(散位某奉書、「永弘文書」『南北朝遺文 九州編』2152号)は、正和2年(1313)の鎮西下知状(「永弘文書」『鎌倉遺文』24822号)に基づくものである。この下知状は宇佐定基(秀基父)と小田原宗忍従人信覚との相論で、神領興行法に基づき論所を田染宇佐氏へ返付した裁許状であった。しかし南北朝時代にも周辺武士の押領は止まず、秀基は先の文書を受給したのである。

以上のように、押領停止命令は、当該所領について訴人の権利を疎明する何らかの証文に基づいて発給される場合がほとんどであり、基本的に知行回収を行う手続であったと言える。幕府方の武士の所領や寺社への寄進地の保護に加え、荘園公領制に基礎を置く寺社本所領の保護が主要な目的とされた。荘園公領制は中央(京)の寺社本所が地方荘園の支配名義を掌握する体制であり、その権利を示

23) 例えば、貞和4年8月27日足利直義下知状案(「高野山文書又続宝簡集」『南北朝遺文 中国四国編』1663号)は本所と地頭の和与を認可する下知状だが、地頭がこれに従わず、貞和5年3月14日引付頭人某奉書案(同前1703号)によって「先御下知状」に基づく沙汰が命じられている。

す由緒・証文を有するのは寺社本所であるから、証文に基づく知行保護手続の実施と寺社本所領保護政策とは密接な関係を有する。

特に将軍足利義詮は寺社本所領保護政策をさらに推進し、「寺社本所領事」と題する法令（追加法²⁴⁾55～57・63・84条）等において、守護・使節の遵行の遅怠に対する厳しい罰則を設けて押領停止・沙汰付の徹底を意図した²⁵⁾。寺社本所が証文を提示して武士の押領を訴えた場合、武士の不法が推定され、直ちに沙汰付が命じられた。但し、武士の訴えによっても文書は発給されており²⁶⁾、追加法55条には寺社本所領とともに武家領（「武家輩所領」）に対する押領停止も規定される。

ここまで、押領停止命令は不知行の領主（特に寺社本所）の知行保護を行う手続であり、権利（特に荘園公領制下における権原）を疎明する証文に基づいて発給されるのが基本的な在り方であったことを確認した。

2 論人（押領人）との応対

次いで、「押領人」として訴えられた側（論人）について見たい。「押領」として排除の対象となるのは如何なる者の知行なのであろうか。

「押領人」としてまず想定できるのは、幕府に敵対する勢力（南朝・宮方や足利直冬の勢力等）に属する武士である。例えば、暦応4年（1341）3月28日引付頭人吉良貞家奉書案（「浄土寺文書」『南北朝遺文 中国四国編』1054号）は、東寺領備後国因島地頭方についての押領停止命令だが、「押領人」はこの時点では南朝方に属していた広沢五郎で、「隣国悪党人等」と共謀しての行動であった²⁷⁾。ただ、幕府への敵対勢力の排除は押領停止という形より、軍事活動（「退治」等）として行われる性質のものであろう。

24) 前掲註4)『室町幕府法』。以下、「追加法」は本書所収の室町幕府追加法を指す。

25) 前掲註7)永井論文等。

26) 観応2年（1351）9月8日足利義詮御判御教書（『天龍寺文書の研究』〈思文閣出版〉100号）、貞治3年（1364）8月28日引付頭人今川国泰奉書（「武家手鑑」『官津市史 史料編1』別掲25）等。

27) 柴原直樹「守護山名氏の備後国支配と国人領主連合——国衆和智氏の歴史的役割——」（『史学研究』213号、1996年）3頁。

一方、幕府・守護方の武士が「押領人」の場合もごく一般的に見られ、寺社本所領の押領の主体が守護の被官であったことは周知の事柄である。しかし、押領停止を命じられる武士は、当事者ではない別の訴訟では遵行の使節を務め、また、押領停止命令の受益者となる場合もあった²⁸⁾。押領を訴えられる武士について次の訴状の記述が興味深い。

【史料2】貞治3年(1364)8月日東寺雑掌頼憲申状(「東寺百合文書ホ函」『南北朝遺文 中国四国編』3317号)

当庄者、為_下重色異_二于他_一寺領_上之条、代々 勅裁明鏡也、而近年多治部備中守師景依_レ令_レ押_二領地下_一、寺用忽令_二闕如_一、(中略)所詮、師景參_二御方_一之上者、嚴密被_レ成_二御教書_一被_レ停_二止彼押領_一、全_二知行_一、(下略)

備中国新見荘領家職について東寺雑掌が元弘元年(1331)の「勅裁案」等を提示して、多治部師景の「押領」を訴えているが、その契機として、山名氏に帰属していた師景²⁹⁾が幕府方に属したことを挙げている(「師景參_二御方_一之上者」)。貞治3年9月14日引付頭人斯波義高奉書(「東寺百合文書せ函」『同前』3318号)はこの訴えに基づいて、守護の宮氏信に対し、師景の押領の停止と東寺への沙汰付を命じる。翌日には、山科家領備中国英賀荘内水田・砦部両郷についても師景の濫妨の停止が命じられている(引付頭人某奉書案、「内閣文庫所蔵山科家古文書」『同前』3319号)。

つまり、「押領人」が幕府方に帰属したことで、その服属関係に基づいて幕府へ押領停止の訴えがなされるのである³⁰⁾。押領停止命令について、幕府への敵対勢力の排除と、こうした幕府・守護傘下の武士に対する、主従関係に基づく命令とを区別することが可能と思われる³¹⁾。

28) 前掲註8) 外岡論文、永井英治「南北朝内乱期の使節遵行と地域社会の再編」(『南山経済研究』19巻1号、2004年)等。

29) 『太平記』巻37。山名氏は貞治2年に幕府に帰参している。

30) 他に、貞治4年4月5日足利義詮御判御教書(「家原文書」『南北朝遺文 中国四国編』3383号)で「御方」に付いた大野氏が、同年10月10日出雲守護佐々木高氏書下(「安国寺文書」『同前』3428号)で「押領人」として現われる事例等。

なお、南朝（宮方、征西将軍府）の手續においても押領停止・沙汰付命令の文書が見られるが、これも南朝方に帰属する者の「押領」が問題とされている³²⁾。味方（「御方」）に帰属したことを契機に押領停止の訴えが起こされる事例も同様に見られる³³⁾。

先述したように、「押領人」の中心は守護との被官関係を有する在地武士であった。守護は、彼らの協力を得てはじめて管国支配を維持・強化できるため、彼らの実効支配（当知行）を否定し、その利益を損ねる遵行の実行には消極的であった。一方、在地武士は使節遵行権を有する守護と結び付くことで、遵行を回避し、自己の權益を保持する動きをとっていく。

こうした押領停止命令の持つ構造上の問題は先行研究の指摘する通りである。ここでは、幕府方の武士と敵方のそれとの手續上の相違に注目した。次に述べるように、押領停止命令に対して論人は反論が可能であったが、それは幕府・守護方との被官関係を有する者と推測される。

3 押領停止命令の手續上の位置

「はじめに」で提示した石井良助氏の図式によると、押領停止命令に対して論人（押領人）は異議申立が可能であり、訴陳の手續に移行する場合があった（Ⅱ2B）。しかし、その在り方は、裁許の主宰者（足利直義と足利義詮）によって異なる。結論を先に述べれば、直義期には押領停止命令の発給後も論人側の請文や証文の確認が重視されたのに対し、義詮期には、寺社本所領保護政策の徹底によ

31) 観応3年（1352）9月日妙心寺領河内国下仁和寺莊雜掌申状案（「妙心寺文書」『大日本史料 6編之18』）に「当所雖_レ非_レ敵陣_一、于_レ今不_レ及_レ遵行_一之条、無_レ其謂_レ者哉」とあり、押領された所領が「敵陣」ではないのに、遵行されないのは不当と訴えている。押領地が敵方に属する場合と味方に属する場合との区別が見られ、後者であれば速やかに遵行されるべきとの観念が窺える。

32) 上毛忠本の押領停止を命じる、正平12年（1357）8月17日少式頼尚施行状（「辛島文書」『南北朝遺文 九州編』3986号）等。忠本は、正平23年3月5日坊門資世施行状（「永弘文書」『同前』4719号）の受益者で、征西将軍府方と見られる。

33) 征西将軍府に河尻幸俊の押領の停止を訴える正平5年8月日甲佐社神官供僧申状写（「阿蘇家文書」『南北朝遺文 九州編』2834号）に、「依_レ為_レ御敵領内_一、不_レ及_レ社家知行_一、（中略）而幸俊參_レ御方_一之由、承及之間、任_レ先例_一、為_レ奉_レ被_レ付_レ彼居合田於社家_一、所_レ令_レ言上_一也」とある。

り一方的に沙汰付が命じられるという相違が見出せる。以下、この点について検証していきたい。

まず直義期だが、岩元修一氏は多数の裁許状を提示し、論人側の陳状や請文を把握する手続（手続Ⅰ）が重視されたことを指摘している（88例のうち、約8割で論人の主張を確認して発給）³⁴⁾。引付（内談）方頭人奉書等による押領停止命令の事例も提示された³⁵⁾。

裁許状の中には、判決に先行して、論人に押領停止命令が発給されている事例が散見する。先述した、丹後国河上本莊雜掌能有と上杉頼成の相論の裁許状では、裁許以前に、暦応元年（1338）の「院宣」や「元応二年十二月廿三日御下知状」⁽¹³²⁰⁾に基づく押領停止命令が発給されていた。命令の後も頼成の「濫妨」は止まず、暦応3年3月に幕府が陳弁を求めたところ、6月にようやく頼成は訴えの内容に相違ない旨の請文を提出し、翌月、上記の裁許状で雜掌の勝訴とされている。

この事例では、押領停止命令の発給の時点で論人の主張や証文は幕府に把握されておらず、論人の請文を確認した後に裁許がなされている。同様の事例は少なくない³⁶⁾。押領停止命令を受けて一方的に沙汰付を実行させる（Ⅱ1）のではなく、訴え→押領停止命令→論人の主張の確認→裁許という手続（Ⅱ2B）である。岩元氏は「論人側の請文等による返答（ここには承伏を含む）をふまえて裁許にのぞもうとする直義の姿勢」を指摘しており³⁷⁾、直義の裁許の方針が請文確認の重視と関わるのだろう。

請文の確認が重視された要因として、論人の持つ証文の効力にも注目したい。建武4年（1337）8月24日引付頭人某奉書（「田代文書」『高石市史2巻』116号）は、田代了賢の提示した「代々相伝御下文・下知状等」に基づく押領停止命令だが、打渡の際に論人が「御下文・安堵外題状等」を所持していれば、「校正案文」を執進せよと守護に命じている。同日付の引付頭人某奉書案（『増補 八坂神社文書』〈臨川書店〉1726号）には同様に「御下知・安堵外題状等」を所持

34) 岩元修一「足利直義裁許状の再検討」（前掲註6）著書、初出1990・94年）246-247頁。

35) 前掲註21）岩元論文。執事高師直奉書は前掲註6）小川著書2表。

36) 前掲註8）家永論文71-73頁。

37) 前掲註34）と同じ。

していれば執進せよとあり、直義期には押領人がこれらの有力な文書を所持する場合、守護等は幕府に注進し、手続Ⅱ2のA又はBの手続への移行が審議されたのである³⁸⁾。

ところが、観応の擾乱を経て足利義詮期に入ると、状況は大きく変化する。観応2年(1351)以降、義詮の御判御教書による大量の押領停止命令が見られ³⁹⁾、引付頭人奉書等の内容も沙汰付命令がほとんどとなる⁴⁰⁾。引付方はその審理機能を低下させ、守護・使節に対する執行命令機関に変貌した。義詮期の押領停止命令は、基本的に沙汰付命令(手続Ⅱ1)として運用されたと言えよう。

一方的な沙汰付命令の発給により次のような事態も生じる。

【史料3】足利義詮御判御教書(「広峯神社文書」〈『兵庫県史 史料編中世2』〉13号)

播磨国広峯社大別当長種申、同国土山莊^号内中井村事、申状・具書遣_レ之、敬田寺雑掌成行、捧_レ康永三年十一月十三日御下文等_一就_レ訴申_一、可_レ沙汰付_一之旨、先度被仰_レ訖、爰帶_レ建武三年二月六日御寄附状以下証状等_一。社家当知行之处、成行掠_レ申御教書_一之条、令_レ参差_一之由、長種所_レ申非_レ無_レ子細_一歟、然早可_レ閣_レ遵行_一之状如_レ件、

^(1 3 5 7)
延文二年十月十二日

(足利義詮)
(花押)

(則祐)
赤松帥律師御房

播磨国広峯社大別当長種と敬田寺雑掌成行との、同国土山莊内中井村をめぐる相論の史料である。これによると、まず成行が康永3年の「御下文」等に基づいて提訴し、押領停止命令が出されたが、長種が、「建武3年の寄進状以下の証文を所持し当知行であったところ成行が文書を不正に受給した」と、より古い証文を提示して反論した。そこで義詮が命令を解除したのがこの文書である。

38) 暦応元年(1338)10月6日引付頭人某奉書(『南禅寺文書』〈南禅寺宗務本所〉47号)は、「外題状」を所持すると述べる武士に代官の出頭を命じており、この規定の適用事例である。

39) 前掲註6)小川著書3表C。

40) 前掲註21)岩元論文42-47頁。前掲註7)山家論文も参照。

これ以前の暦応3年(1340)に広峯社大別当昌俊は建武3年の寄進状に基づき沙汰付命令を得ており(同前9号)、幕府はその効力を認めていたことになるが、成行への沙汰付命令はこうした広峯社の証文を把握せずに出されたことが分かる。当事者はともに寺社であり、それぞれに簡易に文書の発給がなされたのだろう。そして、この事例では論人の異議申立を受けて遵行が停止されるが(手続Ⅱ2A)、訴陳の手続(Ⅱ2B)には移行しない。義詮期には訴陳を経た上での裁許状もごく僅かであり⁴¹⁾、直義期とは異なった制度運用である。

ここまで、押領停止命令の運用の在り方から直義・義詮の姿勢の相違を指摘した。義詮期には寺社本所領保護政策に基づく大量の押領停止命令が発給されたが、この政策は、寺社本所領に進出し、「当知行」を実現している在地武士の利益に反するものであった。

現地守護所は命令の吟味や論人らの応訴がなされる場であり、命令文書の大量発給に伴ってその審理・執行機関としての機能は増大する⁴²⁾。先述したように守護は在地勢力の被官化を進めており、守護の管国支配の進展により押領停止命令は機能不全となっていく。

以上、南北朝時代(足利直義・義詮期)の押領停止命令の機能について述べた。次章では、動乱の終息化する南北朝時代末期～室町時代の変化を見る。

Ⅲ 南北朝時代末期～室町時代の押領停止命令

本章では、南北朝時代末期～室町時代における押領停止命令の機能とその変化について述べる。

南北朝時代末期には全国的な動乱が終息し、南北朝合一を果たした足利義満による公武統一政権が成立するが、一方では守護による管国支配が進展する。政治・社会の変化が押領停止命令の運用に如何なる変化を与え、それが室町時代を

41) 観応2年(1351)6月19日足利義詮下知状(『久我家文書』〈続群書類従完成会〉82号)、延文元年(1356)10月19日足利義詮下知状案(『東寺文書』『大日本史料 6編之20』)等。

42) 前掲註8)家永論文76頁。

通じてどう推移したかという点を検討する。

1 発給事例

この時期においても押領停止命令は大量に発給されており、幕府の知行保護法制上、依然重要な機能を担っていた。

小川信氏によると、管領細川頼之期から引付頭人奉書による押領停止命令は減少し、管領斯波義将期以後、それは管領の専掌事項となる⁴³⁾。先行研究では、南北朝時代については精緻な分析が行われているが、室町時代については検討の余地がある。そこで煩雑ではあるが、先行研究の提示に追加を加えながら、応永元年(1394)～嘉吉元年(1441)の押領停止・沙汰付命令(管領奉書)の事例を受給者の身分別(武家・寺社・公家)にまとめたのが【表】である⁴⁴⁾。

これによると、足利義満期(管領=斯波義将、畠山基国、斯波義教)には、こ

43) 前掲註6) 小川著書 260-261頁、4表A、11表、14表参照。

44) 典拠は以下の通り。(『』)の数字は『大日本史料 7編』の巻数を表す。

- ①前掲註6) 小川著書 14表・28表の挙例(「濫妨停止・下地渡付」「遵行督励・下地渡付」等)に以下を加える。〔応永元〕『大日本古文書 醍醐寺文書』1976号、『天龍寺文書の研究』311号、『冷泉家古文書』(朝日新聞社)73号、〔応永3〕「醍醐寺文書」『静岡県史 資料編6』1210号、「西園寺家古文書」、「調子家文書」(『長岡京市史 資料編2』)32号、〔応永5〕「同前」34号、『冷泉家古文書』75号(書下)、〔応永6〕「保井芳太郎氏所蔵文書」『静岡県史 資料編6』1238号、〔応永7〕『冷泉家古文書』28号、〔応永8〕「同前」109・110号、〔応永9〕「氏経卿引付」『四日市市史 史料編古代中世』212号、〔応永10〕『冷泉家古文書』66号。
- ②管領斯波義教奉書は、〔応永12〕「沙々貴神社文書」・「伏見宮御記録」・「東院毎日雑々記」(『7』)、『図書寮叢刊 壬生家文書』1317号、「蒲生文書」(『水口町志下』)55号、〔応永13〕「東院毎日雑々記」、「東寺百合文書」(「鎮守供僧評定引付」同年某日条)、「東寺百合文書」ユ函57、『石清水八幡宮史史料』×2。
- ③吉田賢司「足利義満期の管領奉書」(同『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、2010年、初出2003年)表11の挙例(「押妨地沙汰付」「押妨停止」)に以下を加える。〔応永16〕「東寺百合文書」オ函112、「海蔵院文書」・「尊經閣文庫所蔵文書」(『12』)、〔応永18〕「勸修寺文書」×2(『14』)、「調子家文書」45号、「東寺百合文書」オ函116、〔応永20〕「地蔵院文書」(『19』)、〔応永24〕「同前」×2(『27』)、〔応永25〕「尊經閣古文書纂」(『31』)、〔応永26〕「地蔵院文書」、〔応永30〕「三重県立博物館所蔵文書」(『三重県史 資料編中世2』)52号、〔応永33〕「地蔵院文書」、〔正長元〕『醍醐寺文書』2661号(書下)、「醍醐寺文書」『愛知県史 資料編9』1313号、〔永享7〕「法金剛院文書」。

【表】 管領奉書の事例

室町殿	年次	管領	受給者の身分		
			武家	寺社	公家
足利義満	応永元年 (1394)	斯波義将	3	5	1
	応永2年			4	
	応永3年		1	6	3
	応永4年		1	6	
	応永5年	畠山基国	1 (0/1)	2 (1/1)	2 (0/2)
	応永6年			5	
	応永7年		3	12	2
	応永8年		2	8	
	応永9年		2	1	1
	応永10年			5	2
	応永11年		1	4	5
	応永12年	斯波義教	2 (1/1)	4 (1/3)	1
	応永13年			5	
	応永14年				
足利義持	応永15年		2	5	
	応永16年	斯波義淳		3	1
	応永17年	畠山満家	2	7	
	応永18年		2	7	1
	応永19年	細川満元	2	3	
	応永20年			1	1
	応永21年			2	1
	応永22年				
	応永23年			1	
	応永24年		2	4	
	応永25年			1	
	応永26年		1	6	1
	応永27年			2	
	応永28年	畠山満家			
	応永29年		1	5	
	応永30年			1	1
	応永31年				
応永32年		1	1		
応永33年			1		
応永34年		1	1		
足利義教	正長元年 (1428)			4	
	永享元年 (1429)	斯波義淳		1 (1/0)	1 (0/1)
	永享2年				
	永享3年			2	
	永享4年	細川持之			
	永享5年				
	永享6年				
	永享7年			1	
	永享8年			1	
	永享9年				
	永享10年				
	永享11年				
	永享12年				
嘉吉元年 (1441)					
(総計)			30	127	24

【補註】

1. 下地の押領停止・沙汰付命令を内容とする管領奉書の事例 (案件数)
2. 管領の交代があり、複数の発給者が確認できる年次は「数量 (前管領/新管領)」の形で示す
3. 武家は奉公衆・国人、寺社は寺社と住持・神主等、公家は朝廷関係者 (公卿・官人等)

れ以前と同様に、多くの押領停止命令が発給されており、身分的にも広く出されている。足利義持期（管領＝斯波義教・義淳、畠山満家、細川満元）は前半に事例が多く、特に代始の時期に寺社宛に多い点は所領返付政策（「徳政」）との関連が指摘されている⁴⁵⁾。

文書発給の根拠となる証文は室町幕府の下文・寄進状・下知状等が確認できる⁴⁶⁾。「押領人」を見ると、内乱の終息に伴って幕府の敵対勢力は比重を大きく低下させており、訴人＝寺社本所、論人（押領人）＝武士（特に守護被官）という構図が中心であることは変わりがない。

武士同士の相論での適用はこれ以前からだが、寺社本所間での適用事例が大きく増加するのがこの時期の特徴である⁴⁷⁾。例えば、土御門資家雑掌が熱田社大宮司の「押妨」を訴えた際の応永11年（1404）4月21日管領畠山基国奉書案（「京都御所東山御文庫記録勅封23函」『愛知県史 資料編9』850号）に「先可_レ被_レ沙汰_二付資家雑掌_一、至_二社領有無_一者、就_レ令_二出帶_一支証_レ、可_レ有_二其沙汰_一」とあり、資家側の訴えに基づいてまず沙汰付が命じられ、熱田社の本権の有無は後に証文の提出があれば判断するという。

ところが、【表】に示したように、応永30年代以降、事例は大きく減少し、足利義教期（管領＝畠山満家、斯波義淳、細川持之）にはごく僅かとなる。押領停止命令は幕府の訴訟制度上の中心的な文書であったから、法制の大きな変化と言える。その変化は次章にて述べるが、まずはその前提となる応永20年代までの状況について検討する。

2 「安堵」との関係

押領停止命令の手續上の位置や機能はこの時期も基本的に南北朝動乱期と同じ

45) 榎原雅治「室町殿の徳政について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』130集、2006年）、伊藤喜良『足利義持』（吉川弘文館、2008年）33-38頁。

46) 下文……永和4年（1378）7月12日管領細川頼之奉書（「天理大学附属天理図書館所蔵文書」『南北朝遺文 中国四国編』4433号）、寄進状……康暦2年（1380）3月27日管領斯波義将奉書（「安国寺文書」〈『兵庫県史 史料編中世7』〉8号）、下知状……応安3年（1370）11月20日引付頭人吉見氏頼奉書（「宍道文書」『長福寺文書の研究』494号）。

47) 下記の事例の他、応永10年8月4日管領畠山基国奉書（「地藏院文書」『大日本史料 7編之6』）、応永16年9月16日管領斯波義淳奉書（「尊経閣文庫所蔵文書」『同前12』）等。

である。以下では変化した部分を中心に述べる。

まず発給の根拠となる証文の変化を挙げたい。南北朝動乱期には幕府・朝廷の様々な証文に基づいて押領停止が命じられ、下文、寄進状、下知状、荘園公領制に由来する寺社本所の由緒・証文等が文書発給の根拠であった。ところが、足利義満の執政期には、これらに加え、将軍（室町殿）による所領の認定を示す「安堵」に基づく命令が見られるようになる。

ここで、義満期以前の安堵について述べておく必要がある。まず足利直義期の安堵は、譲与の際に相続人に対して発給されるのが基本であり、相続人が被相続人の「当知行」を確認した上で発給された。が、足利義詮期になると、「当知行」の実態調査はなされず、守護の挙状等に基づいて発給される⁴⁸⁾。内容的には、武士宛に譲与・公驗に基づく安堵や根本所領・旧領の安堵がなされ、寺社本所宛に寄進状や公驗に基づく安堵がなされた⁴⁹⁾。直義・義詮の安堵には相違点も多いが、安堵の内容遵守を幕府が担保する体制ではない点は共通する。

足利義満期になると安堵の発給が大きく増加し、内容も多様化する。譲与、公驗、根本所領・旧領等に基づくものの他、応永年間以降は当知行安堵（「当知行地」の安堵や、「当知行」に基づく安堵）が見られ、比重を増していく⁵⁰⁾。

鎌倉幕府の法制では、譲与・相伝等に基づく安堵形式が基本で、当知行は受給の条件にすぎず、当知行安堵は例外的であった⁵¹⁾。直義期の安堵は鎌倉幕府のそれに近いが、義満期には当知行安堵が増加する点に注意したい。但し、安堵発給の際、知行実態の調査は基本的になされず、先代将軍の安堵の所持が重視され

48) 吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」(前掲註44)著書、初出2004年)。

49) 前掲註12)拙稿57頁の挙例の他、貞治6年(1367)6月25日足利義詮御判御教書(『浄土寺文書』『南北朝遺文 中国四国編』3541号)等。

50) 前掲註6)小川著書12・15・29表、吉田徳夫「室町幕府知行制の一考察」(『ヒストリア』94号、1982年)、前掲註48)吉田論文、拙稿「室町幕府安堵の様式変化について」(『人文』〈学習院大学人文科学研究所〉8号、2010年)。

51) 工藤勝彦「鎌倉幕府による安堵の成立と整備」(『古文書研究』29号、1988年)によると、当知行安堵(妨害排除の認可)は「御成敗式目」の制定頃から行われなくなる。以後、譲与安堵が安堵の中心となり、当知行所領であることが原則とされる。笠松宏至「安堵の機能」(同『中世人との対話』東京大学出版会、1997年、初出1986年)37頁以下、七海雅人「鎌倉幕府の譲与安堵」(同『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、2001年)32頁以下、も参照。

た。守護挙状に基づく手続もとられた点は義詮期と同じである⁵²⁾。

また、義満期には、「安堵」の執行命令が見られるようになる。相続等の確認行為にすぎなかった安堵に執行力が付与されるのであり、土地所有法体系上における安堵の意義の増大を意味する。

【史料4】管領斯波義将奉書（『長福寺文書の研究』604号）

梅津長福寺雑掌申、備中国園東庄領家職事、申状・具書如_レ此、半済猶以難_レ堪_レ之处、押_二妨_一寺家知行分之所務云々、早止_二其妨_一、任_二去年九月六日安堵御教書_一、一円可_レ被_レ沙_二汰_一付雑掌_レ之状、依_レ仰執達如_レ件、
嘉慶元年十一月七日 (1387) (斯波義将) 左衛門佐（花押）
(満朝) 洪河左近大夫将監殿

長福寺雑掌の訴えを受け、備中国園東庄領家職への「押妨」停止を命じた文書である。文中にある「去年九月六日安堵御教書」は至徳3年（1386）の義満の安堵（「勅裁」に基づく。『同前』598号）であり、「安堵」に基づく押領停止命令である。押領人は守護被官で、長福寺への沙汰付は実現しないが、その後も命令が繰り返されている（『同前』607～610・617・631号）。

他に、明徳元年（1390）12月3日管領斯波義将奉書案（『石清水八幡宮史 史料』）に「申状・具書如_レ此、延文年中阿波入道道誓令_レ寄_二進当宮_一之間、被_レ成_二安堵_一畢、早退_二押妨人_一、可_レ被_レ沙_二汰_一付雑掌_レ」とあって、石清水八幡宮領に対する安堵（寄進安堵）が押領停止・沙汰付命令の根拠とされる⁵³⁾。

この変化は、同時期における「安堵」の施行⁵⁴⁾の開始と連動している。別稿で述べたように、永和年間（1375～1379）頃から、「安堵」に対する管領施行

52) 前掲註48) 吉田論文。

53) 康応元年（1389）9月6日管領斯波義将奉書案（「東寺百合文書京函」『南北朝遺文 中国四国編』5221号）、明徳元年10月5日管領斯波義将奉書案（「小早川家証文」『同前』5302号）等も同様の事例である。

54) 吉田俊右「前期室町幕府の『下文』と『安堵』」（『日本史研究』503号、2004年）、前掲註48) 吉田論文、亀田俊和「室町幕府安堵施行状の形成と展開」（同『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、2013年、初出2005年）。

状・守護遵行状の発給が確認できる⁵⁵⁾。安堵施行は当知行所領の保全に加え、不知行所領の回収をも意図するものであった。

例えば、応永6年(1399)に若狭国の「本知行之地」(本郷)が本郷詮泰に安堵され、翌年施行されるが(「本郷文書」〈『福井県史 資料編2』〉73・75号)、沙汰付は実現せず、応永12年に「安堵」に基づく沙汰付命令(同前77号)、応永15・20年に安堵と施行(同前78~81号)がそれぞれ発給されている。

このように、義満期には、安堵の受給者を正当な知行人と見做し、押領停止命令と施行状によってその実効性を担保しようとする体制が築かれる。これは將軍(室町殿)の「安堵」の法的効力の強化と捉えるべきで、公武統一政権の頂点に君臨した義満に特有の安堵体制と言える。

しかし、安堵は申請のみに基づいて発給されるのが基本であるため、さしたる知行の由緒・実態もない者が安堵を受給して、施行・遵行により知行の回復や実現を図る事態が生じた。そのため、後述するように応永20年代末に安堵政策は転換されることになる。

3 命令撤回の事例の増加

先に、一旦出された命令を当知行人の反論によって解除する事例(【史料3】)について述べたが、同様の事例が増加するのもこの時期の特徴である⁵⁶⁾。

例えば、応永5年10月15日管領畠山基国奉書(「調子家文書」〈『長岡京市史資料編2』〉34号)は、「丹波国石田本新両荘半濟方下司職を『当知行』であったところ、岡部利忠が『施行』(管領奉書)を不正に受給した」という調子覚音の訴えを受け、利忠の受給した奉書を撤回・回収(「召返」)し、守護に同職の覚音への沙汰付を命じるものである。

次も同様の事例である。

55) 以下、前掲註12)拙稿、拙稿「足利義満期の安堵政策——管領施行状の機能を中心に——」(『日本歴史』775号、2012年)参照。

56) 以下に述べる事例の他、至徳元年(1384)11月28日管領斯波義将奉書写(「小早川家証文」『南北朝遺文 中国四国編』4891号)、応永元年9月6日引付頭人吉良俊氏奉書(「桂文書」『長福寺文書の研究』652号)、応永8年11月9日管領畠山基国奉書案(「三寶院文書」『大日本史料 7編之5』)等。

【史料5-A】管領畠山満家奉書案（「調子家文書」〈『長岡京市史 資料編2』〉44号）

齋藤加賀(基喜)

中道寺雜掌申、丹波国石田本新両庄下司職事、申状・具書如_レ此、下毛野武遠押領云々、事实者太不_レ可_レ然、早止_二其妨_一、可_レ被_レ沙汰_二付寺家雜掌_一、若又有_二子細_一者、可_レ被_レ注申_一之由、所_レ被_レ仰下_一也、仍執達如_レ件、

應永十七年十一月廿六日

沙弥在判(畠山満家)

細川右京大夫入道殿(調元)

【史料5-B】管領畠山満家奉書（同前45号）

下毛野武俊申、丹波国石田本新両庄下司職事、訴状・具書如_レ此、依_二中道寺雜掌訴訟_一被_レ成_二問状_一之处、窺_二暇之隙_一無_二左右_一遵行難_レ堪云々、早止_二雜掌知行_一、渡_二返武俊_一、可_レ被_レ注申_一之由、所_レ被_レ仰下_一也、仍執達如_レ件、

応永十八年七月十二日

沙弥（花押）

細川右京大夫入道殿

Aは、中道寺雜掌が丹波国石田本新両庄下司職に対する調子武遠の「押領」を訴えたのに対し、幕府が、事実ならば中道寺に沙汰付けよ、と守護に命じたものである⁵⁷⁾。翌年のBは、逆に同職の調子武俊（武遠の子）への返付を命じるもので、「中道寺に『問状』（押領停止命令=A）が発給されたが、武俊側に通知なく遵行がなされた」との武俊の主張に基づく。遵行の際に、論人との応対も含めた、訴えの事実関係の調査がなされるべきとの認識が窺えよう。

押領停止命令は解除条件付の命令であるから、命令の撤回は一面では文書の正常な機能である（手続Ⅱ2A）。しかし、義詮期に撤回・回収の事例は僅かで、義満・義持期にそれが大幅に増加するのは、一方的な文書発給が当知行人の利益を損ねることを幕府が問題視し、押領停止命令による訴訟処理が機能不全となっている状況が窺える。その背景には当知行人が所持する証文の問題もあったと考

57) 応永23年頃の調子武俊申状案（「調子家文書」51号）に「於_二寺家之公驗_一者、則被_二召返_一」(中道寺)とあり、Bの発給により正文は幕府に回収されている。

えられる。

【史料6】管領斯波義将奉書（「美吉文書」『南北朝遺文 中国四国編』5277号）

撰津宮内大輔能連申、備後国重永本新庄事、帶_二安堵_一、当知行之处、梶原四郎左衛門尉滿平依_レ令_レ申、先立被_レ成_二御教書_一畢、於_二理非_一者、追可_レ有_二糺決_一、先彼御教書所_レ被_二召返_一也、能連可_レ被_レ全_二知行_一之状、依_レ仰執達如_レ件、
(1390) 明德元年七月十二日 (斯波義将) 左衛門佐（花押）
(細川頼之) 武藏入道殿

備後国重永本新莊について、撰津能連が「安堵」を所持し当知行であったところ、梶原滿平に押領停止命令（「御教書」）が発給された。能連の訴えを受けた幕府は、「理非」は追って糺明するとした上で、文書の回収（「召返」）と能連の知行の保全を守護細川頼之に命じている。「安堵」は康暦元年（1379）の義滿による能連宛の譲与安堵（「士林証文」『同前』4493号）を指すのだろう。

この事例では「安堵」を所持する当知行人（論人）の反論によって、押領停止命令を受給した不知行人（訴人）への沙汰付が停止された。「安堵」所領を保護する政策のもと、当知行人が安堵を所持する場合は一先ず遵行命令を解除したものと考えられる。命令を受けた守護・使節がまず訴人への沙汰付を行うことを原則とした「特別訴訟手続」の運用に大きな変化が認められる⁵⁸⁾。

しかしこの後、撰津氏は当該所領を不知行となったようである。応永5・17・18年には同じ所領について守護被官の押領停止と、撰津能淳への沙汰付が繰り返し命じられており（「士林証文」〈『広島県史 古代中世資料編V』〉5～7号）、当知行人である守護被官ではなく、安堵を所持する撰津氏の知行権が保護される。

ここまで、押領停止命令の撤回の事例の増加について述べた。すでに小川信氏は畠山基国期（応永5～12年）の管領奉書の内容について、「御教書召返・所務保全」「所務相論ニツキ注申要請」「論人ノ支証徴収・召喚」等、これ以前の管領

58) 同様の事例は、前掲註12) 拙稿65-66頁参照。

奉書には見られない新しい項目を挙げている⁵⁹⁾が、こうした内容の変化についての説明はなされていない。

「所務相論ニツキ注申要請」「論人ノ支証徴収・召喚」は、訴えを受けて一方的に文書を発給するのではなく、論人（当知行人）側の主張や証文を把握しようとする変化を示す⁶⁰⁾。命令撤回（「召返」）の事例は文書発給後に論人の反論によって手続を停止するものであった。よって文書内容の変化はいずれも論人との応対に関わるものと言え、変化の理由もそこにあるのだろう。現地で論人との応対を行うのは守護・使節である。次に、遵行に関する史料からその変化を見ていく。

4 遵行の停止

押領停止命令が出されると、守護・使節は原則として幕府の命令通りに遵行を行わねばならなかった。しかし、実際には守護が被官等の利益を考慮して遵行を積極的に行わなかったことは室町時代も変わりがない。この時期には守護が遵行を停止し、審理を行う事例も見られる。

【史料7】尾張守護代織田常松書状（「妙興寺文書」『愛知県史 資料編9』974号）

丹波妙楽寺と申候寺に、去年極月之迫ニ問状御教書を被_レ成候、在所ハ、妙興寺ニ知行候鈴置村事にて候、就_レ御教書_一、先可_レ遵行_一候へとも、寺家事ハ守護方扶持事にて候之間、何様春ニ成候て、寺家雑掌罷上候へ、両方支証を取合候て可_レ有_一落居_一之由を、妙楽寺へ申へく候、さ候程ニ、此間又催促候、此之由を妙興寺へ被_レ仰候て、妙興寺支証等、雑掌ニ持て可_レ有_一上洛_一之由、可_レ被_レ仰候、恐惶謹言、

(応永18年)
二月十九日
(織田常竹)
京兆参

(織田)
常松 (花押)

下津へ

59) 前掲註6) 小川著書28表。

60) 義満・義持期の裁許状の事例は、水野智之「室町時代の裁判と訴陳——足利義満・義持期の事例から——」（『日本歴史』756号、2011年）参照。

年次は応永18年(1411)で、尾張守護代織田常松は又守護代織田常竹に対し、「昨年末、丹波国妙楽寺が妙興寺領の鈴置村について訴えを起こし、『問状御教書』が発給された。御教書の通りにまず遵行すべきだが、寺家(妙興寺)は尾張守護斯波氏が『扶持』している。双方の証文に基づいて審理すると妙楽寺に伝えようとしたが、再度遵行を催促された。このことを妙興寺に伝え、証文を持って上洛するようお申し下さい」と伝えている。「問状御教書」は現存しないが、押領停止命令であろう。守護(代)はその遵行を行わず、両者に証文の審理による解決を促している。

同年4月日丹波国妙楽寺雑掌目安案(同前979号)は、幕府に妙興寺の「押妨」を再度訴え、「安堵」を申請するものだが、その文面から、妙楽寺は朝廷発給文書(「勅裁以下支証等」)を提示して先述の「問状御教書」を受給していたことが分かる。また、3月に妙興寺雑掌が上洛して応訴したが、証文を提出しないため、妙楽寺の「理運」は明らかと主張している。

その後おそらく再び幕府から守護に管領奉書が発給され、論所の調査がなされた。常竹が近隣の「地頭御家人」である上条久光と朝日範行に訴えの事実関係について尋ねたところ、両名は「論所は妙興寺が寄進を受けて現在まで知行していると聞くが、妙楽寺による知行や相続の事実は知らない」等と報告した(同年9月6日付の請文案、同前983号)。同年9月8日織田常竹請文案(同前984号)は、久光等の請文の内容と、「地下名主百姓等」の証言を常松に報告している。久光等の請文の記載を信じるならば、尾張国から離れた丹波国にある妙楽寺の証文(「勅裁」等)は知行の実態を伴わないものであり、証文(本権の主張)に基づく幕府の押領停止命令が事実とは大きく乖離した内容であったことが窺える。請文提出後の経過は不明だが、以後も妙興寺の知行は継続しており、その正当性が確認されたのだろう。

むしろ、この事例は守護が「扶持」する妙興寺の利益を考慮して遵行を行わなかったものである。だが、注目したいのは、妙興寺が相論以前に尾張守護斯波氏の安堵を得ていることである(応永15年9月27日管領・尾張守護斯波義教書下、同前923号)。

幕府による押領停止命令の発給は基本的に由緒・証文に基づくものであったが、

守護は在地の武士や寺社等に対し、事実状態である「当知行」を軸に知行を認定（安堵）し、それを通じて庇護関係が形成される。守護の在支配の強化に伴う新たな安堵体制の形成によって、幕府中央からの、由緒・証文に基づく押領停止命令はその機能を失っていき、法制の変化が生じるものと考えられる。

IV 法制の変化

室町時代においても南北朝動乱期以来の押領停止命令の発給は継続していた。しかし、「安堵」を根拠とする命令が見られるようになり、命令撤回の増加や守護による遵行停止・審理も見られる状況となった。押領停止命令は、応永30年代（1423～1428）以降、大きく減少し、知行保護法制に変化が認められる。安堵や裁許の制度と関連づけながら検討したい。

1 押領停止命令の減少

足利義持の代始の時期に多くの押領停止命令が出されていたことは先述したが、【表】に示したように、足利義教の代始にそれが僅かであるのは義持との対応の相違を示す。発給の減少は、応永30年代以降の命令の抑制化を受けたものと考えられる。

命令文書（管領奉書）の減少自体はすでに指摘されている。その理由についての先行研究の指摘を確認すると、今谷明氏は、義教期に奉行人奉書の取扱事項が従来の問状・召文・打渡等に加え、沙汰付・安堵・裁許に拡大することから、奉行人制を軸にした義教の「専制」（管領排除）によるものとした⁶¹⁾。また、吉田賢司氏は、義教政権下の管領細川持之期に変化の画期を置き、義教が管領の職務を「所務沙汰裁許」から軍事関係へ改編したことを理由とみる⁶²⁾。いずれも義教期の政治体制の変化を挙げている。

61) 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年、初出1982年）185-189頁。奉行人奉書の事例は、今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇 上』（思文閣出版〈以下、『奉行人奉書篇』〉）。

62) 前掲註44）吉田論文284頁。

義教期の奉行人奉書に沙汰付や所務保全の命令が現れるのは確かだが、数量は少なく、従来の押領停止命令と同様の様式（「申状・具書如此」「云々」等の文言）のものは見られない。また、所務沙汰関係の管領奉書の減少は細川持之期以前からの傾向であり、応永30年代（1423～1428）頃からの連続的な変化として捉えるべきである。

よって、義教期における政治体制の様々な変化は確かであるが、義教の管領制改革が管領奉書の減少に関する唯一の理由とは考え難い。管領奉書か奉行人奉書かという文書様式の問題ではなく、押領停止命令の減少という内容的な変化を知行保護法制全体の推移の中に位置づける必要がある。以下では、先行研究が論じていない、同時期における安堵と裁許の変化から減少の意義を考察する。

2 当知行安堵の原則化

先述したように足利義満期以降、当知行安堵の発給が増加しており、応永20年代には安堵のほとんどが当知行安堵となる⁶³⁾。そして応永29年7月26日付の「御成敗条々」の中に、多くの先行研究が言及している次の規定が見られる。

【史料8】追加法177条

一 諸人安堵事

就_二当知行_一、被_レ下_二安堵御判_一者、普通之儀也、望_二申御施行_一之条、以_レ次構_二私曲_一歟、慥可_レ被_二停止_一也、

この法令では、「当知行」に基づく「安堵」の発給が「普通之儀」とされ、当知行安堵の原則が示される。その上で、「安堵」（当知行安堵）の施行を望むのは不正な意図（「私曲」）によるものとして、これを停止する。

すでに指摘があるように、当知行安堵の施行により、不知行地を当知行と偽って安堵を受給し、施行・遵行により知行の実現を図る不正行為が起きていたと見られ⁶⁴⁾、法文に言う「私曲」はその行為を指す。当知行安堵は基本的に実態調

63) 前掲註50) 拙稿30頁以下。

64) 前掲註51) 笠松論文52頁、前掲註48) 吉田論文77-86頁。

査なく発給されるため、さしたる知行の由緒・実態のない者への文書発給が容易に生じ得る。こうした法制が瑕疵のない当知行人の利益を損ねることは言うまでもない。そのため、上記法令は安堵と施行を分離することにより、不知行人の安堵受給を防止する意図があったと考えられる。つまり、当知行安堵の原則化に伴い、不正行為を招きやすい安堵施行は停止されたのである⁶⁵⁾。

安堵施行制が押領停止命令の運用（「安堵」を根拠とする命令の開始）と連動していた点は先述した。「安堵」施行の停止と同じく、この時期に「安堵」に基づく押領停止命令も見られなくなる。押領停止命令自体も大幅に減少しており、両者の変化は関連性を持つ。安堵施行は不知行人の知行回収の機能も担っていたが、押領停止命令も不知行人の訴人による本権の主張（証文）に基づき知行回収を行うものであり、両者の変化は一方的な知行回復命令の抑制という点で共通する。この変化に伴って当知行安堵が原則化されるのであり、施行・遵行の制度による不知行人の保護から、安堵による当知行人の保護へと法制の重点が移行したことが知られる。

先述したように、守護と在地勢力との庇護—服属関係の形成によって押領停止命令は機能を失っていく。在地勢力に限らず、京の寺社本所も、幕府の押領停止命令ではなく、実効性のある守護の安堵を求めるようになる。例えば、東寺は寺領播磨国矢野荘について南北朝時代に多数の押領停止命令を受給したが、正長元年（1428）には守護赤松氏から当知行安堵を得ている⁶⁶⁾。15世紀後半にかけて同様の守護の当知行安堵が増加する⁶⁷⁾。諸領主の当知行保護の要求に基づいて、幕府・守護に安堵が求められていく体制となるのである。

以上のように、押領停止命令の減少は、不知行人の知行回復の命令を抑制する点で安堵施行の停止と共通し、幕府・守護による当知行安堵の実施と関連する変化であった。安堵と施行制の変化が押領停止命令の抑制と、時期的にも、内容的にも関連する動きであることが確かめられた。

65) 前掲註12) 拙稿68頁。

66) 上島有「南北朝時代における武士の庄園押領——播磨国矢野庄の場合——」（日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社、1978年）1表参照。当知行安堵は、正長元年11月3日播磨守護赤松満祐書下（上島有編『東寺文書聚英』同朋舎出版、461号）。

67) 前掲註12) 拙稿70-72頁。

3 裁許手続の整備

足利義教はその代始の時期に裁許手続（手続Ⅰ）の整備を行ったことが知られ、これは公正な裁許を目指す義教の方針によるものと言われる⁶⁸⁾。

しかし、手続の整備は足利義持期からの連続性に注意する必要がある。応永29年（1422）の「御成敗条々」に含まれる追加法174条には論人の応訴日限の規定が見られ、義教代始の正長元年（1428）に、「論人出対事」と題する追加法183条で論人（「当知行之輩」）の応訴日限や「論人奉行」の職掌が規定されたのは、それを受けたものと考えられる⁶⁹⁾。

先述したように、押領停止命令の発給の時点で幕府は論人（当知行人）側の主張や証文を把握していなかった。しかし、追加法183条の規定する手続はこれとは異なる。訴状を受理した後、論人に問状を発して陳状の提出を促し、その主張や証文を確認する手続（手続Ⅰ）を規定するからである。

永享2年（1430）9月～同4年12月における義教の裁許の記録である「御前落居記録」⁷⁰⁾を見ると、訴人の主張・証文を披露する「訴人奉行」と、論人のそれを披露する「論人奉行」による手続の進行が記されているが、案件には、通常の所領相論に加え、守護被官の「押領」に対する奉公衆の訴え（45項）も見られる。武士の「押妨」に関する寺院の訴えについて、「理非糾決」の間、所務の中に置くよう守護に命じる奉行人奉書もあり⁷¹⁾、従来押領停止命令で処理されてきたようなこれらの案件についても訴陳の手続を行う点が注目されよう。

もっとも、「御前落居記録」の記事はその期間の裁許の全てではなく、訴陳を経ない形（内奏等）での裁許もなされた⁷²⁾。しかし、義教期には押領停止命令や安堵の発給等、所務関係の沙汰が全体として減少しており、その中で裁許手続の持つ比重は小さくない。また、裁許のほとんどが訴人勝訴で、欠席裁判もなさ

68) 桑山浩然「足利義教と御前沙汰」(同『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、2006年、初出1977年)、設楽薫「將軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』18号、1993年)等。

69) 拙稿「室町幕府『論人奉行』制の形成」(『日本歴史』726号、2008年)。

70) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上巻』(近藤出版社)所収。

71) 『奉行人奉書篇』201号。

72) 桜井英治『日本の歴史12室町人の精神』(講談社、2001年)144頁。

れるため、「特別訴訟手続」に似る点や、政界で失脚した者が敗訴とされた点も指摘される⁷³⁾。しかし、同じく訴陳の手続を重視した足利直義の裁許もほぼ訴人勝訴であり⁷⁴⁾、訴人優位の構図は室町幕府の裁許の一貫した特徴である。先述したように直義期には裁許の前に押領停止命令が発給され、守護・使節を介して論人の陳状・請文の確認がなされる場合があったが、義教期には原則として論人へ直接応訴を命じる手続(手続I)が採用されていることが特徴である。

訴えに基づき一方的に発給される押領停止命令の手続は寺社本所領保護政策と密接に関係していた。これに対し、訴訟人を手続法上対等に扱い、特に論人の主張や証文を確認する手続が採用されたのは政策の変化を示唆する。すなわち、寺社本所領保護政策の重要性が相対的に低下し、諸領主間の利害調整に政策の重点が移行したものと考えられる⁷⁵⁾。そのため、不知行人(訴人)に加え、当知行人(論人)とその主張・証文を把握する手続が実施されたのである。

先述の通り、安堵による当知行保護の政策もこの変化に関係していた。ここで、裁許と安堵の制度上の関係を述べると、裁許が不知行地の回復・実現の訴訟を扱うのに対し、「安堵」は申請者の当知行所領について発給され、訴訟の対象地に応じて、次のような手続の分離がなされたことになる。

A 不知行地→裁許

B 当知行地→安堵

裁許手続(訴陳)の重視は、当知行人に弁明の機会を保証するものであるから、当知行人に対する安堵の発給と、当知行人の保護の点で共通性を持つ⁷⁶⁾。幕府の所領政策は、総じて、押領停止命令等による不知行人(訴人)の保護から、当知行人の保護へと転換したとすることができる。

4 管領執政期・足利義政期の押領停止命令

応永30年代頃からの押領停止命令の変化を述べてきた。最後に、その後(応

73) 前掲註72) 桜井著書136-145頁。

74) 前掲註34) 岩元論文表18参照。

75) 前掲註7) 家永論文57頁。

76) 以上、拙稿「室町幕府法における『安堵』」(池享編『室町戦国期の社会構造』吉川弘文館、2010年)。

仁・文明の乱前まで)の法制との繋がりを見る。

嘉吉の乱後の管領執政期(細川持之・畠山持国・細川勝元)にも、押領停止・沙汰付・所務保全等を命じる管領奉書が発給されているが、事例は少ない⁷⁷⁾。中には、「訴状・具書如_レ此」等の文言を有し、守護・使節に訴状の内容を通達する文書も見られる。次はその一例である。

【史料9】管領細川勝元奉書(『久我家文書』〈続群書類従完成会〉199号)

久我内^(清通)大臣家雑掌申、尾張国一宮^當富^尊経^親、同社領等事、解状如_レ此、長野大和守教高依_レ軍功_レ拝領之旨、雖_レ支申_レ、御下文以下所見不_レ分明_レ、於_レ已後之証文_レ者、段錢或知行之安堵共以不_レ足_レ信用_レ、然而本所累代之家領、公武之重書炳焉之上者、早却_レ教高之掠領_レ、如_レ元可_レ被_レ沙_レ汰_レ付地下於彼雑掌_レ之由、所_レ被_レ仰下_レ也、仍執達如_レ件、

(1448)
文安五年十二月廿六日

(細川勝元)
右京大夫(花押)

(斯波義隆)
千代徳殿

久我清通雑掌と伊勢の国人長野教高の相論に関する文書である。「解状如_レ此」とあり、守護に訴人(久我家)への論所の沙汰付を命じる点で押領停止命令に似るが、軍功により拝領したという教高の主張と証文(「段錢或知行之安堵」)が把握された上で、久我家領であるのは証文(「公武之重書」)に明らかとしている。つまり、訴陳を経た上での沙汰付命令であり、訴人への一方的な沙汰付を意図した押領停止命令とは性質が異なる。

一方、奉行人奉書は問状・召文が中心で、当知行の保全を命令・認可する文書⁷⁸⁾等が見られる程度である。

77) 細川持之:『建内記』嘉吉元年11月8日条、『大日本古文書 毛利家文書』64号。畠山持国:『戦国大名尼子氏の伝えた古文書——佐々木文書——』(鳥根県古代文化センター)121号、「松雲寺文書」(『兵庫県史 史料編中世3』)26号、『大日本古文書 上杉家文書』143号、『壬生家文書』60号。細川勝元:『大日本古文書 石清水文書(田中家文書)』156号、『壬生家文書』1232号、「將軍代々文書」『愛知県史 資料編9』1772号、【史料9】、『醍醐寺文書』1970号、『細川家文書 中世編』(吉川弘文館)66号。

78) 『奉行人奉書篇』381-383、387号。

次に、足利義政親政期（康正元年〈1455〉頃以降）を見たい。今谷明氏は、管領奉書の内容が軍事関係に限定されること、これ以前より奉行人奉書の取扱事項が増大し、「地下人」を宛所とする文書が登場すること、等を指摘している⁷⁹⁾。

但し、この時期も管領施行状の他、沙汰付を命じる管領奉書が僅かながら確認できる⁸⁰⁾。一方、奉行人奉書は確かに増加し、守護・守護代等への沙汰付や所務保全の命令⁸¹⁾等も見られる。が、従来の押領停止命令の持つ特徴的な文言はなく、数量も少ない。代始の時期は寺社本所領返付政策⁸²⁾の実施が知られるが、義持の代始と比べても沙汰付の文書の残存は乏しい。

以上、管領執政期・義政期にも押領停止・沙汰付命令は、文書様式を問わず減少が続いていることを確認した。一方で、訴人・論人奉行による審理手続や当知行安堵の原則は維持される。従って、応永30年代頃の法制の変化は室町時代において一つの画期をなすものであったと言えよう。

V おわりに

本稿では、室町幕府の知行保護法制について、押領停止命令の手続と機能を中心に検討を行った。Ⅱ～Ⅳの3章の要点を章ごとにまとめる。

- ① 南北朝動乱期（足利直義・義詮期）には、「押領」の訴えについて守護・使節宛に押領停止・沙汰付を命じる手続が整備され、幕府方の武士の所領や寺社への寄進地、そして旧来の寺社本所領の保護がなされた。命令は訴人（特に寺社本所）の権利を疎明する証文に基づいて出され、これに反する知行が「押領」とされ排除が命じられた。直義期には、一方的に沙汰付を命じるだけでなく、論人側の陳状や請文の確認も重視されたが、義詮期には寺社本所領保護政策が強化され、押領停止・沙汰付の徹底が図られた。

79) 前掲註61) 今谷論文190-191頁。

80) 細川勝元：『久我家文書』208号、「東寺百合文書」リ函88。畠山政長：『石清水文書（田中家文書）』252・298号、『壬生家文書』62・433号。

81) 『奉行人奉書篇』492・499・566・569・659号等。

82) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」（『岩波講座日本歴史7中世3』岩波書店、1976年）、前掲註45）榎原論文等。

- ② 南北朝時代末期～室町時代（応永 20 年代まで）においても押領停止命令が多数発給された。しかし、当知行人の反論によって命令が撤回・回収される事例が増加する。また、「安堵」に基づく押領停止命令と施行状が見られるようになり、土地所有法上における安堵の効力が強化される。一方で、遵行の停止・審理や安堵の実施等、守護の知行認定機能が高まり、遵行システムの機能は低下した。証文に基づき押領停止命令を受給した不知行人と、安堵を受給した当知行人との対立において、幕府・守護が後者を保護する変化も認められる。
- ③ 応永 30 年代（1423～1428）頃から、南北朝動乱期以来の一方面的な沙汰付の手續は抑制され、押領停止命令の発給は大きく減少する。また、同時期に安堵は当知行安堵が原則化され、「安堵」に基づく施行や押領停止命令は停止された。論人（当知行人）に応訴を求め、その主張や証文を把握した上で裁許を行う手續も形成された。その後も押領停止命令の発給は少数で、当知行安堵や裁許手續が継続される。押領停止命令の減少は当知行保護政策や幕府法廷での訴陳の実施という法制の変化と関係する。

以上について、南北朝～室町時代における地域的統合の核となる守護制度の問題を中心にまとめると以下ようになる。

「特別訴訟手續」は幕府と諸国守護との連携を軸に行われたもので、動乱期において特に寺社本所領の保全・回復を迅速に実現する手續としての意義を有した。しかし、武士の莊園への進出によって知行の実態が変化していく中、莊園公領制に由来する旧来の支配名義等（由緒・証文）に基づいて一方面的に知行回復を命じるこの手續の実施は、当知行人（武士をはじめとする在地勢力）の利害に抵触するものであった。

命令を受けて訴えの事実関係を調査し、遵行を実行するか否かの判断を行うのは守護であり、在地勢力は守護と被官関係を結んで權益の保持を図る。一方の守護も管国支配の維持・進展のために彼らの利益保護が不可欠であった。守護と在地勢力による庇護―服属関係の形成によって遵行システムは機能不全となり、守護はさらに「当知行」に基づく安堵体制をも築いていく。守護の支配体制が形成される法的な基盤として、守護の職権とそれに基づく押領停止命令の運用は重要

な意義を有したのである。

こうした状況のもと、応永20年代末に幕府は当知行安堵を原則化し、押領停止命令の発給は抑制される。本権の主張を有し施行・遵行に保護を求める訴人（不知行人）と、「当知行」に保護の根拠を求める当知行人との対立の中で、後者の「知行」に保護の重点を移したと考えられる。

守護の管国支配の進展は幕府の体制への作用を伴う。義教期頃の幕府の支配体制について新田一郎氏は、幕府が全国支配を行う存在から「限定された領域において特権的な地位を占める存在」へと転換し、安堵が「特権的な効力」を有するようになる論じている⁸³⁾。幕府の支配領域の縮小化については、同時期の幕府文書が扱う係争物件の所在地が畿内に集中する傾向が指摘されている⁸⁴⁾が、諸国守護に対して押領停止・沙汰付を命じる体制から、畿内近国とその周辺の範囲内において安堵や裁許を行う体制への転換と捉えられる。

この転換期に原則化される「当知行安堵」という形式にも注目したい。「当知行」（占有）に基づく安堵の発給は、旧来の由緒・証文に対して、「当知行」の持つ権利表現性の増大を物語り、変化の背景には、当知行保護を求める諸領主の動向があったと考えられる。但し、幕府の安堵は必ずしも知行実態に即したのではなく、幕府との関係性を示す書証（先代將軍の安堵等）に基づいて発給された⁸⁵⁾。「当知行」であればそれのみによって安堵が発給されたわけではない。

「はじめに」でも述べたように、石井紫郎氏によると、西欧中世において封建関係の設定は封地の授受によって行われ、封臣が本来有している所領（Allod）は主人によって「安堵」される性質のものではなかった。これに対し、日本中世においてそれは従者の「私領」に対する主人の「安堵」という形で行われ、『私領』が『安堵』によって国制的秩序の中に組み入れられる⁸⁶⁾特徴が見出されるといえる。申請者の「当知行」所領に対する幕府の安堵という当知行安堵の制度もこうした中世土地法の有する構造のもとにおいて捉えることが可能であろう。

83) 前掲註8) 新田論文19-20頁。

84) 今谷明「幕府管轄領域の変遷」(前掲註61)著書、初出1981年)。

85) 戦国時代の史料に、「当知行」が幕府安堵の効力の存在を意味する場合が見られる点は、前掲註50)吉田徳夫論文参照。

86) 前掲註1)石井論文91-92頁。前掲註10)牧著書356頁以下、465頁も参照。

幕府の支配領域が縮小し、守護権力や在地勢力の自立化が強まってくる室町時代においても、上位権力たる幕府からの安堵の受給は、知行の正当性を社会的に表示するものとして依然重要な意味を持ったのである。

近世土地法における「知行」は、判物や検地帳の記載に示された権原に基づく支配であり、中世法のように事実的支配が法的な効力を承認される形式はとらない。土地所有法体系において上位権力の認定作用の大きい国制的秩序のもと、近世法の成立に至るまでに諸領主の「知行」と「安堵」の関係は転回することになるが、その過程は今後の課題としたい。